

保存期間：1年未満

(平成24事務年度末)

平成24年12月26日

各国税局(所)

個人課税課 審査指導係長 殿

国税庁

個人課税課 審理第一係長

児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の取扱いについて(連絡)

児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者(以下「里親等」という。)が都道府県又は指定都市等(以下「都道府県等」という。)から支弁を受ける措置費等の取扱いについては、下記のとおりとなることに留意願います。

なお、本事務連絡を審理課(官)、管理運営課及び税務相談室に交付願います。

(注1)「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。

(注2)「ファミリーホーム事業者」とは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「ファミリーホーム事業」という。)を行う事業者をいう。

(注3)「指定都市等」とは、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市及び児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市をいう。

(注4)「措置費等」とは、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』に規定する措置費等をいう。

## 記

### ○ 課税関係について

児童福祉法の規定に基づき里親等が都道府県等から支弁を受ける措置費等については、児童福祉法第57条の5第1項((租税その他公課の非課税等))に規定する「支給を受けた金品」には該当せず、課税の対象となる。

なお、ファミリーホーム事業者については、社会福祉法上、第2種社会福祉事業者となる(社会福祉法2③二)ことから、個人経営の場合、支弁を受ける措置費等については、原則として、その者の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなる。

一方、里親については、その者の行っている業務はファミリーホーム事業と類似しているものの、社会福祉法上、社会福祉事業とは位置づけられておらず、事業として行っているとまでは言えないことから、支弁を受ける措置費等については、その者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなる。

事業所得の金額及び雑所得の金額は、1年間の総収入金額から必要経費の総額を差し引いて計算することとされていることから、必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合には課税関係は生じないこととなる。

(以 上)

事 務 連 絡  
平成24年12月26日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の課税上の取扱いについて

社会的養護の充実については、日頃からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
今般、里親及びファミリーホーム事業者に支弁される措置費等の税務上の取扱いを明確にするため、別添のとおり、国税庁課税部個人課税課審理第一係長から各国税局（所）個人課税課審査指導係長あて事務連絡が発出されました。

つきましては、下記の内容について、ご承知おきいただくとともに、貴管内の里親及びファミリーホーム事業者等への周知をお願いします。

なお、この事務連絡は国税庁と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 通知の内容

児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が都道府県又は指定都市等から支弁を受ける措置費等については、児童福祉法第57条の5第1項(租税その他公課の非課税等)に規定する「支給を受けた金品」には該当せず、課税の対象となります。

なお、ファミリーホーム事業者については、第2種社会福祉事業者となる(社会福祉法第2条第3項第2号)ことから、個人経営の場合、支弁を受ける措置費等については、原則として、その者の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなります。

一方、里親については、その者の行っている業務はファミリーホーム事業と類似しているものの、社会福祉法上、社会福祉事業とは位置づけられておらず、事業として行っているとまでは言えないことから、支弁を受ける措置費等については、その者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなります。

事業所得の金額及び雑所得の金額は、1年間の総収入金額から必要経費の総額を

差し引いて計算することとされていることから、必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合には課税関係は生じないこととなります。

(注1)「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。

(注2)「ファミリーホーム事業者」とは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う事業者をいう。

(注3)「指定都市等」とは、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市及び児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市をいう。

(注4)「措置費等」とは、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に規定する措置費等をいう。

## 2. 里親に支弁される措置費等に係る具体的な手続

措置費等として支弁された金額（一般生活費等及び里親手当の合計額）以上に必要経費が生じている場合には、この措置費等について雑所得の金額は生じません。この場合、措置費等について、確定申告の必要はありません。ここで必要経費としては、例えば里子の養育に要した費用（食費、衣料費、教育費、教養娯楽費等）や里親としての活動に要した費用（研修会への参加費、里子に同伴するための旅費等）が該当します。

なお、税務署からの照会があった場合には里親委託に係る金銭の収支状況を説明する必要がありますので、収支状況の記録や書類を整理しておく必要があります。

なお、確定申告に係る具体的な手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(参考) 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

(本件問い合わせ先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課企画係

電話：03-5253-1111（内線：7885）

# 月刊 [里親だより] 第49号

2012年12月27日(木)発行 (公財) 全国里親会

☎ 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034

(HPやメーリングにアップしています。)

<http://www.zensato.or.jp/> E-mail: [info@zensato.or.jp](mailto:info@zensato.or.jp)

メーリンググループ (情報提供や皆さんの意見交換の場です。)

[zenkokusatooyakai@yahoogroups.jp](mailto:zenkokusatooyakai@yahoogroups.jp) 何時でも参加・退会できます。

今年も日常業務に追いまわられて1年が過ぎてしまいましたが、皆さんは如何でしたか?

厚生労働省から「里親の措置費等の課税上の取り扱いについて」事務連絡がありましたので、来年の確定申告の参考にしてください。

なお、疑問等については、確定申告をする税務署にお問い合わせ下さい。

「児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の課税上の取り扱いについて」

平成24年12月26日付で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課から各都道府県・指定都市・児童相談所設置市民生主観部局長宛の事務連絡です。

里親及びファミリーホーム事業者に支弁される措置費等の税務上の取り扱いについて、国税庁課税部個人課税課審理第一係長から各国税局(所)個人課税課審査指導係長に連絡されたものです。

## 1. 通知の内容

### ①里親について

里親が都道府県等から支弁を受ける措置費等については、児童福祉法第57条の5第1項(租税その他公課の非課税等)に規定する「支給を受けた金品」には該当せず、課税の対象になります。

里親の業務は、ファミリーホーム事業と類似していますが、社会福祉法で社会福祉事業には位置づけられていないため、事業を行っているとは言えず、支弁を受ける措置費等については、その者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなります。

### ②ファミリーホーム事業者について

小規模住居型児童養育事業は、社会福祉法により第2種社会福祉事業であるため、個人経営の場合、支弁を受ける措置費等については、原則として、その者の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなります。

雑所得の金額及び事業所得の金額は、1年間の総収入金額から必要経費の総額を差し引いて計算することとされているので、必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合には、課税関係は生じないこととなります。

## 2. 雑所得の金額の算定方法等

里親に措置費等として支弁された金額(一般生活費等及び里親手当の合計額)から必要経費を差し引いた額を雑所得の金額として計上することになります。

したがって、残額がない場合は、措置費等について雑所得の金額が生じませんので、確定申告をする必要がありません。

### 3. 必要経費として計上できる経費

措置費等の必要経費は、委託児童の食費や医療費など日常生活や教育費などすべての経費の他、医療費や児童用採暖費など措置費の対象経費の他、塾や携帯電話、部活などの経費、毎月の小遣い昼食の追加分などが該当しますが、これらの收支状況の記録や領収書等証拠類等の整理が必要になります。

また、里親手当も雑所得に含まれますので、サロンなどの里親会の集会や研修費、勉強会、行事などへの参加費(交通費等を含む)、家族レクリエーションなどの経費が考えられます。

### 4. 食費、光熱水費の算定法

食費、光熱水費など家族全員が使う費用については、家族人数の頭割りで算出し、必要経費として計上する方法が考えられますが、適否については、税理士や税務署に相談してください。

### 5. 児童手当について

児童手当については、課税の対象になりませんので、申告する必要はありません

### 6. その他

その他手続き上の疑問、必要経費の内容等については、確定申告をする税務署にお問い合わせ下さい。

#### 児童福祉法

(公課及び差押の禁止)

第57条の5第1項 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、これを課することができない。

#### 社会福祉法

(定義)

第2条第3項 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

第2号 児童福祉法に規定する…小規模住居型児童養育事業、…

「地域で取り組む子ども虐待の防止」第19回シンポジウム  
NPO 児童虐待防止全国ネットワークが次によりシンポジウムを開催します。 ☎03(6380)6380  
日時 平成25年1月27日(日)13時~16時30分  
場所 発明会館  
東京都港区虎ノ門2-9-14  
参加費 無料(事前申し込み不要)  
保育は、1月18日までに連絡のこと

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、給与や年金など源泉徴収された税金の過不足を精算する手続きです。

今回の事務連絡は、措置費や里親手当について国税庁内での取り扱いの留意事項が示されたので、厚労省から各民生部局長あて周知方事務連絡があったものです。